

変わる文字・変わらない文字 —— 文字・表記史研究がめざすもの

矢田 勉

一 はじめに——本稿の目的

「国語学」と「言語学」の違いを形而上的に議論することは筆者の好むところではないが、実態に即して素朴に捉えられる一点を示すならば、近代言語学が「文字」を研究対象から切り離してきたのに対し、国語学は、国文学の基礎学問という役割を兼任させられたこと、近代的な歩みの初歩段階で訓点資料に見える(片)仮名字体の変遷の記述が重要な成果の一つとなったことなどの経緯から、文字(史)研究が初めからその主要領域として組み込まれた——母胎としての国学における語学研究がある段階まで文字を扱うことを拒んだにもかかわらず——ということがある。国語学、あるいは国語史の概説書には文字・表記を扱う章が設けられることがごく通例的である。

しかし、そこに十分な方法論・目的論的な検討が伴って来たかという、はなはだ心許ない面がある。複数文字体系を交用することを最大の特徴とする日本語文字・表記の研究、中でも特に史的研究にあつて、漢字、平仮名、片仮名は別個に扱われることが多く、日本における文字使用の歴史を総体的に捉えようとする機運は必ずしも高かったとは言いがたい。現に、本当の意味での「日本語文字・表記通史」は未だに現れていない。ⁱ

その大きな要因は、文字・表記の通史を描くために予め用意すべき

「見取り図」を研究者が持つてこなかったことにあり、遑つてその原因は、本稿の主張を先取りするならば、史的研究は「変化」をこそ捉えるべきものであるという先入観から、文字にとつて「不易」の部分が考究されてこなかったこと、さらに不易なものはその文字の基本的な部分に関わるからその不易であるという理解が十分になされてこなかったことにあると考えられる。筆者は研究の目標を自分なりの日本語文字・表記通史の叙述の完成においているが、その為に用意している現時点での「見取り図」を以下に示し、大方のご批正を乞うのが、本稿の目的である。

二 文字・表記史研究において「見取り図」はなぜ必要か

文字・表記が、言語を構成する諸要素の中で特別な性質を有することは、様々な面から明らかである。口頭言語を構成する諸要素とは異なり、文字・表記の習得には「教育」が必要不可欠な過程であることはその顕著な一側面であるが、その深層にある文字・表記の根源的な性質は、歴史的变化の面にも当然反映される。

同じ言語の記号要素である音声・音韻と比較すればそのことは鮮明である。音声は瞬間的なものである以上、当然、音声・音韻史的变化は直接的にはその姿を現さない。限られた文献資料の上のみに

「痕跡」として残される。しかもその多くのものは、文献資料上に直接的に現れているのではない。文献の深層に間接的に残された痕跡的事実の発掘と、その解釈の過程を経て初めて、音声・音韻の歴史の実態の復元が可能になる。そのいずれの段階もが既に充分な学問的営為であり、従って、単純に言えば、全ての史的事実の発見が音声・音韻史研究としての意味を持ちうる。

しかし、文字・表記に関しては、各時代の歴史的な実態そのものが、資料として、現在にまでそのまま伝存している。従って、単なる個別の史的事実なら、何らの思考的操作を施すことなくともいくらかでも指摘できる。しかし、そのいずれもが文字・表記史の総体を把握するうえで同等に意味を持ちうるということには、当然ならぬ。文字・表記史研究の上では、寧ろ、偶発的であったり個別的であったりする事象までをも無駄に羅列することが、史的变化の本筋を見えにくくしてしまうことの危うさを認識する必要がある。

一方で、利用しうる資料が極めて豊富に存在している——単純に言えば、全ての文献資料が文字・表記史の資料となる——分、その背後に失われた資料(群)のある可能性が見落とされがちだという点も重要である。身近な例で言えば、初等教育における教室での「板書」は、教育という過程を経て習得される文字・表記にとって、大いに意味ある資料であるし、また日々膨大な量が生産され続けているものでもあるが、あくまでも消費される文字であって、永続的に残されることは、ほぼあり得ない。前近代にあっても、そのように失われていった資料(群)があった可能性への目配りは——もちろんその内実についての云々は出来ない相談であるが——、必要なことであろう。

また、伝存が稀な資料(群)については、そもそも特殊な資料であったのか、寿命の短い、消費される類の資料であったがために伝存するものが少ないのか、等の見極めが必要である。

このことは、実際の研究の場面にあっては判断の極めて難しいところである。例えば、万葉仮名を用いて散文を書いたものは、従来、正倉院文書中の二通(天平宝字五年〔761〕頃)しか知られていなかった。万葉仮名書きの和歌の残存の豊富なことと実に対照的であり、その状況にあっては、万葉仮名を散文の表記に用いることは例外的な営みであったと推測されたとしても止むを得ない面があった。しかしながら、近年(二〇一三年度)飛鳥京跡苑池遺跡から出土した刻書土器は第三の万葉仮名散文資料とも見られるものである。奈良県立橿原考古学研究所付属博物館のプレスリリースによれば、皿状の土師器の外側に「川原寺坏莫取若取事者□□相而和豆良皮牟毛乃叙又母言久皮野□」という細い文字が刻まれているとのことであるが、この釈文に従うならば「和豆良皮牟毛乃叙(わづらはむものぞ)」は明らかに万葉仮名書きの散文(発話文)である。考古学的知見から同遺跡が七世紀末頃のものだとされていることからすれば、正倉院万葉仮名文書を半世紀以上も遡る時期に既に万葉仮名の散文用法は存していたことになる。

この刻書土器と正倉院万葉仮名文書とでは、後者がごく少数の正調字のみを交えた殆ど万葉仮名専用の表記であるのに対して、前者が漢文表現との交用である点をはじめ、大きな性格の違いが指摘できるが、「戲書き」³⁾という、正に消費される文字である点からしても、この発見が飛鳥・奈良時代における万葉仮名散文の通用の程度について、再考を促すものであることは疑いない。寧ろ、漢文との交用という点は極初期の平仮名資料である「有年申文」(貞観九年〔861〕頃)との共

通性を示すところでもあり、こうした用途が平仮名発生の経路の一つであった可能性など、日本語文字・表記通史の観点から検討が待たれる、幾つもの問題を投げかけるものである。

こうした出土資料の出現は、特に平仮名発生前の文字史研究に関して、非常に大きなインパクトを与えているものであり、現に近年そうした新発見が相次いでいる。文字・表記史の古代に関しては、伝世資料が示してくれるものがその一側面にしか過ぎないことは研究上の常識になってきているが、出土資料の発見は偶然性に頼られるものであり、「手持ち」の資料で文字・表記史の叙述を行おうとすることの困難さはこの領域の研究の宿命であるとも言える。極めて画期的な考古学的発見があった場合に、叙述を大きく修正せざるを得ない可能性はどこまでも完全には排除できないであろうが、その覚悟の上で、可能な限り「手持ち」の資料を整合的に説明できる叙述を探ることは勿論、改めて、現存資料の背後に膨大な「消費された文字」があることの自覚を持つことがやはり大切であろう。

順序が逆になったが、ここで、先に述べたもう一つの点、文字・表記史研究にあつては、文献資料から現代と異なる事象を取り出すこと自体は非常に容易であるが、しかしそのことで却つて文字・表記史の本体を見えにくくする過ちに陥つてはならない、という点について、方法的考察を加えたい。

まず、当たり前のことのようにであるが、史的事実には、一般性・普遍性の点で階層性がある。殊に文字・表記現象は、音声・音韻や文法に比較して、必然的に個人間また個人内部での「揺れ」が大きくなるから、文字・表記史研究ではそれを心得ておくことが特に重要である。大まかに言えば次の五つの階層が設定できようか。

- (1) 一回的事実
- (2) 個別資料に認められる事実
- (3) 個人に認められる事実
- (4) (小)集団に認められる事実
- (5) 社会一般に認められる事実

文字・表記も含めて、言語が社会的存在である以上、言語史が取り上げるべき事実は当然、概ね(5)であるべきである。(1)～(4)が言語史的に意味を持ちうるとすれば、社会的規範の規制が及ぶ範囲の内外の境界がどこにあるかを明らかにする材料としてである。即ち、明らかな誤字・誤表記は別として、集団ごと・個人ごと・資料ごと・一回ごとに意図的に採用され許容されている変異は、その時代の社会的な文字・表記規範が強い規制力を及ぼしていた範疇の外側にあつたものと判断される、ということである。^{*4}

さて、このこともさることながら、他の言語要素の史的研究とは異なり、文字・表記史研究にあつては、そもそも変化している部分にのみ着目することが必ずしも正しい歴史把握に繋がらないということを理解しておく必要がある。

改めて言うまでもないことだが、一回性・瞬間性をその基本的性質とする音声言語に対して、文字は、永続性にその最大の特徴がある。それに基づいて文字に求められている機能、即ち情報・文化の蓄蔵・継承ということからすれば、「変わらない」ことこそ重要であつて、通時的に変化を蒙つた部分は、本質性の点で、変化を遂げることの無かつた部分に比較して、より下位に属する要素であつたとも考えられるのである。

次に掲げるのは家蔵の『妙法蓮華經』断簡の写真である。



奈良朝末期頃のものかと推察されるが、これに限らず、奈良・平安朝の古写経は、千年以上を隔てた現代人の我々にも、比較的容易に文字の同定ができる。もちろん漢字字体の細かい差異——例えば「明」が目偏であるなど——は様々指摘できるが、より重要なことは、その多くが、現代人の我々にとっても、字種の同定を妨げるほどの差異ではない、ということである。この文献が「読めない」とすれば、それはバックグラウンドとなっている言語が中国古典語（漢文）だからであって、文字そのものの問題ではない。

実は、こうしたことは、文字に一般的に見える性質でもあって、古代ローマ時代の碑文の文字は、二千年を経てなお現代人にも容易に同定できる。それが「読めない」とすれば、ラテン語で書かれているからである。こうしたことが文字の基本的性質の一面であるとするならば、文字・表記の歴史的研究では、いたずらに「変化」を追い求めるだけでなく、変化しない部分に視点を置くことが場合によってはより重要だとも考えられる。²⁸⁾

三 文字・表記史の枠組み(1)——漢字表記史をめぐって

「変わらない」ということでは、他の言語要素では考えられない次のような現象が、文字・表記にはある。

所謂「戸籍」の機能を有する文献資料は各時代に存在するが、例

えば正倉院文書中の、あるいは奈良国立博物館に所蔵される「筑前国嶋郡川辺里戸籍」のような八世紀の戸籍と、江戸時代の「宗門人別改帳」の類を比較した場合、現代人にとって文字の同定がより容易であるのは圧倒的に前者である。分かりやすいということは、現代の文字により近いからに他ならないが、奈良時代のもののほうが江戸時代のものよりも現代に近い、ということは、音声・音韻史や文法史ではあり得ない現象である。文字・表記以外の言語要素の史的变化は、一般的に不可逆的、かつ、暫くの併存期を経てやがて旧事象を新事象が駆逐するかたちで進行するからである。文字・表記史が多く積層的に進行することと大きな相違がある。

さて、奈良朝の戸籍が江戸期の宗門人別改帳よりも現代人にとって読みやすいというのは、言うまでもなく、前者が楷書で書かれ、後者が行草書で書かれているからであるが、そのことこそ、文字史のあり方の本質の一端を示している。即ち、バリエーションの中に、その使用に盛衰のあるものがある一方で、一貫して生き続ける楷書のようなものがあるということである。

先に、楷書体漢字と同様、古代ローマの碑文に用いられたローマンスアルファベットが現代人にも容易に同定できることを述べたが、漢字の楷書と行草書の関係と同じような事が、ローマンスアルファベットについても言える。古代ローマで碑文用の書体として完成した書体キャピタリス・モニユメンタリス(Capitalis monumentalis)は、その後永く生き続け、現代の活字印刷書体の源流にもなっている。だから当然、現代人にも読めるのである。アルファベットは、その後写本の時代になってルスティック(Rustic capitals)、アンシヤル(Uncial script)、カロリンジヤン(Carolingian minuscule)など様々な

書体を派生させ、ブラックレター (Blackletter) のように揺籃期印刷本で活字書体として流用されたものもあるが、いずれもキャピタリス・モニユメンタリスに比べると現代人にとっては読みにくい。ましてや、漢字でいえば草書に対応する斜体で書かれた文書類などが、ずっと新しい中・近世のものであっても、訓練を受けていない者はとても読めないというのも、日本の文献の状況と類似する。

漢字とローマンアルファベットの例だけで一般化することが危ういことは承知の上で、その両者の史の変遷の共通点をまとめるならば、以下のようなことになるう。

まず、非常に古く成立した書体(楷書体/Capitalis monumentalis)が、現代にいたるまで小異は生じつつも伝統的に用いられ続けていることである。そのように永続的に使用され続けた書体は、行草書/斜体のようなアナログ(連続的)な書体ではなく、各文字および文字内の各筆画の切れ目が明確な、デジタルな書体である。

一方で、両者とも、時代と共に多くの別書体を併存・派生させてきた。多様な表記体(変体漢文/宣命体/平仮名文/片仮名文/漢字仮名交り文等)を派生・併存させてきたのは日本語文字・表記史の大きな特質であるが、書体のレベルにまで広げれば、多様性への分化はローマンアルファベットにも見える文字史の一般の傾向だと言える。そして、併存する多様な書体の中でもアナログな書体(行草書/斜体)は、ある時代以降、日常的な手書き(筆/ペン)文書ではデジタル的書体を凌いで広く普通に使用されてきた。

こうした事実から導かれるのは、次のようなことである。楷書が平安から近世に至るまで、実使用の面ではほとんど一貫して行草書に勢力を奪われつつあり、キャピタリス・モニユメンタリ

スが活版印刷開始前夜には写本での実使用ではブラックレターに及ぶべくもなかったのにもかかわらず、活版印刷期には結局それぞれ楷書・キャピタリス・モニユメンタリスが圧倒的に優位な地位を占めるに至ったことを思慮すると、実使用での勢力に劣った中間期にも、何か別の形で力強い生命力を維持していたものと考えざるを得ない。それは、それらの書体が文字体系の、理念上の、いわば「骨格」「幹・根」の如きものを担っていた、即ち文字理念の基盤となっていた、ということである。文字理念の基盤を担いするのはあくまで視覚的形状の骨格が明確なデジタル的書体であり、それに関しては文字体系は極めて保守的な性質を持つと考えられるのである。少なくとも千年というスケールで不変でありうる。

理念的には基盤的書体が堅固に保持されつつも、文字体系が様々な異なる書体を派生させ、実使用の面では寧ろ基盤的書体でないものがより広く用いられることが大いにありうるのは、人間の身体運動が必然的に連続的であることに由来するものであろう。そのため、特にペンや筆による書写の場では、デジタル的書体は実用上の利便性に劣る面があるので、アナログ的な書体がより好んで用いられる。しかし、筆記体は、どんなに実使用上での優位性を得ても、まさにそのアナログ性ゆえに、基盤的書体には昇格しにくい。結局、活版印刷期以降にあつては、基盤的書体は、活版印刷技術との親和性の高さもあつて、実使用の面でも再び圧倒的に主要な書体の地位に、古代以来の復権をする。

以上のことから、改めて日本における漢字表記史を捉え直すならば、次のような「見取り図」を描くことができよう。

〔上代〕楷書体は、理念上も実使用上も、主要な書体である。写經・重要度の高い公文書などが最も典型的に楷書体で書記される。木簡、その他の典籍、私的性格の強い文書など、公的性格が薄れるにつれて、崩された書体が現れるが、それは多く緊張の弛緩あるいは書字能力の不足などによるものであって、積極的な「書き分け」ではなかったか。

〔中古・中世〕楷書体が実使用上で要請される場面が次第に限定されてくる。文書の様式が「公式様」から「公家様」に、さらに「武家様」になり、また、明確な様式規定を有さない私人間の文書のやりとりも増えて、所謂「書札様文書」の勢力が伸張するに伴い、楷書体と行草体は明確に用途の棲み分けを行うようになってくる。アナログ的書体を広く用いることで、デジタル的で労力を要する楷書体を敢えて用いることが反照的に権威の裏付けともなった。

〔近代〕楷書体の使用は、学者など上位識字層の限られた用途に限定される。実用面での行草体の優位性が最も伸張した時代である。しかしなお、文字体系の理念上のあり方としては、楷書体が基盤的書体の地位を明け渡すことはなかったが、一方で、「御家流」の普及は、行草書を「基盤的」書体の一つに引き上げようとする動きであったとも言える。

即ち、近世は、実用途で楷書に対して優位にあった行草書が、理念上も楷書の上位に立とうという動きが起こった、日本語文字史上唯一の時代であった。その動きは、近世のリテラシーを補助的に支えた道具、いわば文字の外部記憶媒体としての「節用集」

のあり方に象徴的に見て取れる。室町以来の節用集は、実際の文書・書状・記録等の多くの書かれ方に反して楷書体で表記される。あくまで漢字の「理念形」は楷書であったことの反映であるが、この段階では、個々の書き手が楷書から行草書への変換を行う必要があった。周知のことであるが、それが寛永・寛文頃になると「真草二行節用集」が現れ、書き手自身による書体変換の負担が字書によって肩代わりされるようになる。さらに宝暦頃以降には、行草書のみで書かれた「早引節用集」が一般化する。規範としての字書が行草書で書かれるようになったことの文字意識史的意味——楷書を経由せずに直接行草書そのものが記憶される——は小さくないと思われるが、しかし結果として、行草書が基盤的書体となりきる以前に——勿論、日本への西欧活版印刷技術の渡来が相当に遅れたとして、果たして「御家流」が理念上も楷書体を凌ぐものになり得たかは分からないが——、日本の文字社会は、活版印刷的の文字観に基づく近代に移行することになる。

〔近代〕活版印刷術および近代教育によって選択されたのは楷書体であり、実使用の面でも絶対的な位置を占めるようになる。

四 文字・表記史の枠組み(2) — 平仮名史をめぐって

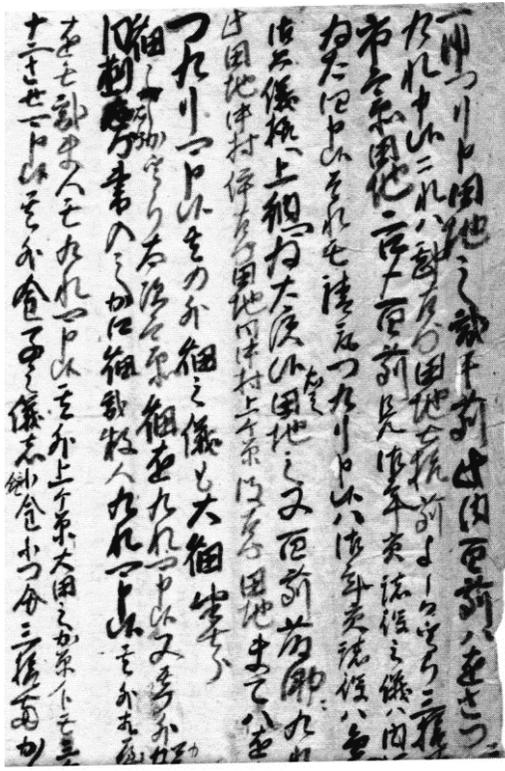
次に、仮名の歴史について、その史的变化原理の中心にあったものを、平仮名史を中心に考察したい。

本来、平仮名は万葉仮名の草書化の末に生じたものであり、従って当然、連綿を必須要素とするようなアナログ的な文字であって、基盤的の文字・書体である楷書体漢字とは最も離れたところに位置す

る文字であった。それが日本語文字・表記体系における基盤的文字の一つへと脱皮するには、デジタル的性質を獲得することが必要であった。

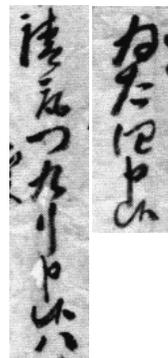
院政期における平仮名書きいろは歌とそれに使用される特定の仮名字体集合（いろは仮名）の成立[※]は、その明確な達成である。平仮名書きいろは歌自体、原則として非連続であり、字体は勿論、字形についてまで、比較的厳密な統一性がある。その字形は、平仮名でありながら筆画の切れ目も明確であり、デジタル化、言ってみれば「平仮名の楷書化」がなされている。

しかしながら、実際の文字生活では、どの時代にあっても、いろは仮名のみを用いて平仮名（交り）文を書く、ということとはまずあり得なかった。近世期を例にとってみる。まず、江戸時代のかなり低い書字能力者にあっても、変体仮名使用への強い志向が見られる。



別稿[※]でも紹介した例であるが、ここに示した家蔵文書（宝暦四年〔1755〕）は、その筆跡から低いリテラシーの書き手によって作成された文書であることが窺われるものであるが、それでも異体仮名使用への強い志向が見える。

また四(し)申候



請取つ九(く)り申候ハ

これらは、いろは歌末尾にある「数字」を利用した、擬似的な変体仮名表記と思われる。

また、いろは仮名は、院政・鎌倉時代当時の主要な仮名字体の中から選択されてきたものと考えられるが、その中には近世には仮名字体としては普通には使われることがなくなっていた文字もある。「江」を字母とする仮名はその一つで、次の同時代的な指摘はそのことを端的に示している。

・江は本字衣なるへく江の字にてはあらさめり其故は江はいろはの手本に習ふのみにてあらゆる哥書に衣の字を書り（序5才）

各務支考『仮名遣捷徑』（享和元年〔1801〕刊、「江」は原文仮名）

こうした仮名字体に関しては、文字教育の初期段階で、代替の字体も習得されていたと考えられる。他にも、現行字体と異なる字形の「曾」を字母とするソの仮名字体などについてもそうで、『大日本古文書 家わけ三 伊達家文書之七』に写真を収める「伊達勝千代（宗村）七歳自筆消息」（享保9年〔1724〕）は、筆者の年齢のこともあり、全体としてほぼいろは仮名で書かれた文書であるが、ソの仮名に、いろは仮名ではなく、現行字体と同じ「そ」を用い、いろは仮名に

はない「ん」も用いる。本格的な変体仮名の学習段階には入っていないものと推測される筆者がこれらの字体を使用していることから、これらは実質的にはいろは仮名と同時に学ばれたものと見るべきであろう。

さらに、近世の文字生活では、実際にはいろは仮名ではない仮名字体が標準的に用いられていたと見られる例がある。⁸⁹

- ・ぎ王(わ)うじ (京都市嵯峨鳥居本小坂町道標・貞享四年〔1687〕)
- ・左い王(わ)つきみち

- ・これよりく王(わ)んおんじみち 願主／真念
(埼玉県北本市宮内庚申塔道標・元禄十年〔1697〕)

- ・右へたて者(は)やし道
(香川県観音寺市出作町真念道標・〔1680以降か〕)

- ・みぎ 者(は)しど道
(栃木県足利市新宿町地藏道標・正保三年〔1646〕)

- ・北 かし者(は)ふじごころ／ふせ みち
(東京都練馬区谷原地藏道標・安永四年〔1775〕)

- ・者(は)せく王(わ)ん音是道
(千葉県柏市藤心庚申塔道標・安政五年〔1858〕)

- ・くまの 志(し)んくう／本(ほ)んくう 道
(神奈川県鎌倉市五霊社道標・寛政三年〔1791〕)

- ・此方 本(ほ)う志(し)ゆ花／せき宿 道
(宮城県名取市高館川上の延命地藏道標・享保二年〔1717〕)

(埼玉県松伏町魚沼の不動明王像道標・文久元年〔1861〕)
これら道標に見られる「王(わ)」「者(は)」「本(ほ)」「志(し)」といった仮名字体は、「道標」というものの性質からして、いろは仮

名と同等、あるいはそれ以上に、基礎的に習得しておくべき仮名字体であると認識されていたものであろう。

こうした諸々の実態があるにもかかわらず、「平仮名書きいろは歌」を構成する仮名字体が更新されることが近世にもついに無かったということは、基盤的字体・書体の保守性がいかに強固なものであるかを物語る。

近世において、漢字に関しては、「基盤的書体」である「楷書体」は、実用では識字層のうち、特にそれまでを必要とする人々にのみ使用され、平仮名に関しては、「基盤的字体」である「いろは仮名」は、実用上は文字習得の初期段階で「通過する」だけのものであって、リテラシーの涵養はそこに留まることが許されないものであった。それぞれリテラシーの階層性において両極に存在するものであり、逆の意味で実用的な文字の標準的な実態とはやや距離のあるものでありながら、なお「理念的支柱」としての基盤性は共に強固に保たれ続けたことを改めて強調しておきたい。

五 文字・表記の大変革期とその契機―文字・表記史研究の課題

以上を踏まえて、この「見取り図」に文字・表記史研究はどのような肉付けを行っていく必要があるだろうか。

これまでも述べてきたところであるが、変異に関して、文字・表記は二面性を有している。一面では、個人間・個人内部での「揺れ」という形での変異を、他の言語要素以上に大きく許す面がある。一方で、その理念的骨格に当たる基盤的部分に関しては、容易な変異を許さない、極めて強固な保守性を有する。当然のことながら、文字・表記史の上でより重大・重要なのは、後者に当たる部分、ある

いはそれに近い部分で起こった変化である。文字・表記史研究が優先して解明を求められる課題は、そうした部分に関連して起こった大きな変革が、何故、どのように起こったのか、ということである。

文字・表記体系の変革の内実には、次の二つがある。

① 表記のStyleを増加させる変化。殊に、基盤的な表記様式を増やす変化。

② 表記のStyleを減少させる変化。これまでに派生してきたものを刈り込んで、実使用上も基盤的な書記に限定していく変化。

①については、日本語の場合、そのもつとも顕著なのは、略体仮名の生成である。これも既に述べたように、「基盤的表記体」一本槍の行き方に留まらず、様々な表記のStyleを派生させるのは、書体レベルまで含めれば、文字史一般に見られる現象であると言える。

しかし、日本語文字・表記史の場合特徴的だったのは、派生したものの中から別個の「基盤的文字」にまで昇格するもの(平仮名・片仮名)が現れ、「基盤的文字・書体」の複線化が形成されたことである。

楔形文字やヒエログリフにも見られ、中国本土における漢字用法にもまた見られるように、表語・表意文字が敢えて義を捨てた表音用法を獲得することは、表記機構の複雑化に伴って殆ど必然的に生じる現象である。従って、日本語文字史の場合でも、万葉仮名の成立までは、大まかに言うならば汎文字史的現象に過ぎなかったとも言えるのであるが、特異的であったのは、それが表語原理の変化の

みならず、母体となった表語文字との形状上の差別化までを伴ったことであった。しかし、特に平仮名の場合、それを草体化という方法によって行ったため、生じた新たな文字体系はアナログ的なものにならざるを得なかった。¹⁰ここに大きなジレンマがあって、そのままであれば平仮名は基盤的の文字に昇格することは出来なかったはずであったが、いろは仮名体系が完成することによって、デジタル的基盤を獲得することが出来たのである。¹¹

漢字のみを基盤的の文字としていた段階から、平仮名・片仮名が第二、第三の基盤的の文字となっていた経緯に関連して、亀井孝氏が次のような見解を述べておられる。¹²

・もともとかなとは、《“本字”としての漢字》にたいし、《“本字ならざる”別の体系》としてのそのインテグリティ、すなわちかかる“保全”、これをおのれしかるべくみずからにそれなりに確保するゆえんのその対として、このことばのその原義においては、かりなすぎない。

・…すでにそれ自体において確立されたこのかなのこの形のばあいここにはその原形への記憶はもはやうしなわれてしまっていて、したがってさだめし語源のタームズにおけるその本義も一般にはおぼめかしくなってしまうであろうというこの意識の事実である。…(中略)…“かな”というこの形のその確立において歴史的に決定的な役割を演じた主役は、その完了態において変化をとらえて、この、変化をとげた形の方をおのれ社会的に承認したそのような選擇のこの“意志”を措いてほかにないともみるのがどのみちことのすじであるであろうかぎり、それ自体における独自の体系として、すなわちそのかぎりでは、やはり“かな”

はもはやかなそれ自体なのである。

・…いままではかなとのみ呼んできたところのものをいま《類としてのあらたな概念、すでにいっそう抽象的なその「かな」のうちのその一種に格下げして、もつてあらたにあらさまにひらがなと、このようにはっきり相対化した形へつばなしてこれと呼んで現実を把握するに至った、この、「かな」の概念にたいする、意識におけるそもその変革は、すなわちこの飛躍は、いったいどのような要求にこたえて、またはどのような歴史の状況に——いわば——あとおしされて、もつてその自己実現をとげえたものか——。

これを本稿の想定する日本語文字史の「見取り図」に当てはめていふならば、平仮名が「かりな」と呼ばれていた段階とは、平仮名そのものは存在してはいたが、未だ漢字と並ぶ基盤的文字の地位は得ていなかった段階、「かな」と語形変化した段階は、平仮名が第二の基盤的文字となった段階、「ひらがな」と呼ばれるようになった段階は、片仮名が第三の基盤的文字となった段階、とすることが出来るよう。

次に②についてである。表記のStyleの多様性を刈り込むには、その表記のStyleによつて蓄積された情報・文化の継承に関する不利益を受け入れる必要がある。従つて、それを可能にする条件としては、以下の二点を挙げうる。

第一は、その表記のStyleによつて蓄積された情報・文化が少ないか、価値が高くないなどの理由で、それを廃したところで、その継承に関する不利益が小さい場合である。日本語の場合、例えば万葉

仮名散文が平仮名文・片仮名文の成立以降見られなくなるのは、本来これが消費的な用途のためのStyleだったことに要因を求めることが出来るかもしれない。即ち、それによつて継承されるべき情報・文化がそもそも無かつたからではないか、ということである。

第二に、情報・文化の継承に関する不都合を補つて余りある事情、例えば、社会的・文化的革新によつて、今後急速により多くの重要な情報・文化が生産されることが期待される状況であるとか、文化的価値観・優先度に関する大きな社会的変動が生じた状況であるとか、文字テキスト生産技術の革新によつて、これまでの蓄積のうち重要な部分を、別のあるいは新しいStyleに置き換えることが可能であると見込まれる状況であるとか、といったことが存在する場合が考えられる。日本語の場合、文明開化とともに候文を主とする変体漢文、変体仮名などが急速に実用の場から衰退していったが、まさにその社会状況は、旧知識の保全よりも西欧から流れ込む新知識の吸収が急務であり、古文獻がそのまま読み続けられることよりも、新時代に即した新しいStyleで次々と新しいテキストが生み出されることが求められるものであった。加えて、旧知識に関しても、明治三十年前後には相次いで組織的な歴史文献・古典文献の活字化が行われ、新しい表記Styleしか知らない世代にもそれらが読めるように整備されつつあった。¹³変体仮名が小学校令施行規則によつて学校教育から排除された明治三十三年（それに先んじて明治二十年代からは急速に活版印刷から変体仮名が衰退していた）というその時期は、古典が「活字で読める」地盤が整備されつつある時代でもあつたわけである。また、それまで頓挫し続けた国字改革が敗戦後に漸く実現したのも、最優先価値としての「民主主義」の基盤

として、リテラシーの平等が表記にとって何より求められる社会状況が存したためであった。

ただし、こうした事情とは別に、というよりもより大きな事象として、日本語表記史には、漢字表記の流れと仮名表記の流れという複線性が、「漢字仮名交り」へと融合されて単線化されるという大変革が存在している。これに関して、文字・表記の理念的基盤が複数であることの不安定性を解消しようとする表記史の必然であったか、その他に要因があったかを解明することもまた、文字・表記史研究の極めて重要な課題である。

注

- *1 一応、山田孝雄『国語史、文字篇』刀江書院（一九三七）、Seeley, C., A History of Writing in Japan. University of Hawaii Press, 2000. のようなものはあるが、拙稿（『言語史叙述と文字・表記史叙述 その共通点と相違点』『日本語史叙述の方法』ひつじ書房（二〇一六））でも述べたとおり、上代く略体仮名の成立と近代国字政策に偏っており、真の通史とは言いがたい側面がある。
- *2 和歌に関しても、現在までの伝存が豊富であるのは『万葉集』を初めとする典籍類にまとめられてきたからであり、それらの成立の背後にあったであろう失われた資料群は、やはり漸く近年の調査で出土物中から僅かに発見されつつあるに過ぎない。
- *3 土師器の坏は大量に消費されるもので、盗んだ者を本気で呪詛すべきようなものとは考えられない。
- *4 例えば漫画家長谷川町子（『サザエさん』など）は、吹き出しの中の書き文字で、通常漢字表記される名詞を片仮名で表記したり、平仮名書きで太字にしたりすることがある。それ自体は「長谷川町子個人」の書き方という意味しか持たないが、これが大衆に向けて発表されたものであること

も併せて考えると、ここから、当時の表記規範において、漢字―仮名の選択よりも、名詞の卓立が優先されるべき表記法選択の要因でありえたという可能性は浮かび上がってくる。

*5 字体・字形変化のような、文字史の大枠の中での細かい変化は、文献学方面への応用などの点では、重要な貢献をすることもありうる。例えば、漢字字体規範史、片仮名の字体・字形史、踊り字・返り点等の形状の変遷、平仮名字形の経年的変化などは、文献の書写年代を推定する重要な指標として利用されてきた。

*6 この時代、行草書のリテラシーは有しても楷書のリテラシーは有さない階層があったと考えられるが、それは楷書体が難しかったからではなく、楷書体が要求される用途が高教養に属するものであったからである。

*7 斎宮跡出土いろいろは墨書土器（十一世紀末～十二世紀前半）・京都市堀河院後出土いろいろは墨書土器（十二世紀末～十三世紀初）といった出土資料から、院政期以前の成立が明らかである。

*8 「近世における文字教育の側面―変体仮名習得をめぐって―」（『国語文字史の研究』15・二〇一六）。

*9 用例はウェブサイト「近世以前の土木・産業遺産」（<http://www.kinsei-izen.com/>）による調査で得た。

*10 片仮名の場合には、主として楷書体漢字の省画に依ったため、初めからデジタル的性質は付与されたが、そもそも漢字自体が偏旁冠脚等の部品の組み合わせを構成原理とすることもあって、漢字自体との差別化において脆弱さを孕むことになった。現行字体においても漢字との類似性はなお残存しているが、それでも一応の差別化を達成するのに、長時間をかけた自然的な字形変化の過程を要した。

*11 いろいろは仮名の成立自体がそれを主目的としていたわけではないと思われる。平仮名字体史といろは仮名の成立時期との対応関係から考えるに、

初期の比較的少数の仮名字体のみで成り立っていた時代から、装飾的な字体を急速に増加させた時代を経て、装飾的な字体の再淘汰とその結果生き残った字体の頻用字体化によって、一音節に複数の常用字体を有する平仮名体系が成り立った結果、初歩的な仮名教育で教えるべき一音節一字のセツトが必要となったのである。初歩的な文字教育では連綿よりも一字一字、一画一画を明確に書く方が有効であるから、そこで同時にいろは仮名はデジタル的性格も付与された。

*12 「ゾータン（雑談）・《かなのためのかな》としての「かな」」（『成城国文学』4・一九八八）。

*13 『古事類苑』（明治二十九年）・『国史大系』（同三十年）・『大日本史料』（同三十四年）・『群書類従』活字本（同三十五年）など。

〔付記〕

本稿は広島大学教育学部「国語教育カフェ」（平成二十八年十二月二十日）での講演に基づくものです。貴重な機会をお与えくださった佐々木勇先生はじめ国語文化教育教育学講座の先生方、学生の皆さんに心より感謝申し上げます。

（東京大学）